

令 3 廃リ 対 策 第 3 1 6 号
山 産 協 第 1 6 号
令 和 3 年 (2021 年) 9 月 1 5 日

産業廃棄物処理業者 様
(産業廃棄物排出事業者)

山口県廃棄物・リサイクル対策課長
(公 印 省 略)
一般社団法人山口県産業廃棄物協会長
(公 印 省 略)

**優良産業廃棄物処理業者育成支援講習会（実務者講習会）
等の開催について（御案内）**

清涼の候、貴社におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、優良産廃処理業者認定制度は、平成 22 年に、優良な産業廃棄物処理業者に優遇措置を講ずることにより、排出者責任が強化された産業廃棄物の排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備し、産業廃棄物の適正な処理を積極的に図ることを目的として創設された制度です。

具体的には、優れた能力及び実績を有する者の基準に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、通常 5 年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を 7 年とする等の特例が付与されているところです。

つきましては、廃棄物の適正処理を推進するとともに、優良な産業廃棄物処理業者の育成を支援するため、山口県及び(一社)山口県産業廃棄物協会では、別添 1 及び 2 のとおり講習会及び情報開示実務者研修を開催しますので、積極的に御参加くださるようご案内申し上げます。